

香川高等専門学校合宿研修施設「和敬館」運営規程

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校合宿研修施設「和敬館」(以下「和敬館」という。)の運営については、香川高等専門学校不動産管理規程によるもののほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 和敬館は、健全にしててかつ規律ある学生生活の向上を図り、豊かな人間性を育成することを目的とする。

(運営)

第3条 和敬館の運営は、校長の命を受けて、学生主事が当たり、その事務は学務課が行うものとする。

(使用者)

第4条 和敬館を使用できる者は、次のとおりとする。

- 一 本校の学生及び職員
- 二 その他校長が特に必要と認めた者

(使用の許可)

第5条 和敬館の使用を希望する者は、あらかじめ校長の許可を受けなければならない。

(使用の細則)

第6条 和敬館の使用に関し必要な事項は、細則で定める。

(使用許可の取消し)

第7条 使用者がこの規程若しくは細則に違反した場合又は、和敬館の運営上支障があると認められる場合は、使用許可を取り消すことがある。

附 則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。